

三、五等後業員ニ対シテ定ノ配達区域ノ定ムルコト
 四十枚以内ノ前通リ被職ヤスコト
 不義兄弟テアリテ余リニモ不可解ナ行動ヲトラスルコト
 〇已域拡大ト共ニ奮斗努力ヲ加シ、加勞ノ世間一般認メ居ルニ対シ被職等
 スラ支私ハス職首ニルコト
 六十枚以内ノ人テアリテカハル行動ヲトラスルニ付テハ君之後業員一因ノ
 前途不安ナレハ連カニ十枚以内ノ前通リ被職等トス
 五、此ノ要亦ニ対シ被職等ト被職者ヲ出サバハコト
 不台石重大ナル過失ヲテ強リ職首ニルコト
 但シ職首ノ場合ニハ全後業員ニ共憤ヲ得ルコト
 〇被職ノ場合ハ保証額ノ三ヶ月以上ヲ退職手当てニテ支給スルコト
 右要ホス

送之

勞秘第一八九〇號

昭和八年七月十五日

内務大臣 山本達雄 啟

社會局長 官 啟

常務理事
勞働課長



事務主任 同運送林式會社飯田町支店
勞働系議ニ関スル件 (發生)

警視總監 藤沼庄平

發生七、八 解決七、十一
 使用勞働者 二十
 爭議參加者 二十
 関係勞働組合 同運送林
 解決

8. 7. 20
5021

要旨

事業共 鐵道省飯田町駅ハ小倉所屬ノ配達ヲ請員ト居タルケ七月十五日ヨリ客車
 停止ニ決シタル為後業員側ハ當然解雇サルベキヲ予想シ被職等ハ提出シアリタルが
 會社ヲ要亦ト拒絶シ全賃解雇ヲ發表シタル為組合本部ノ應接ヲ受ケテ支所ノ結果
 七月十日月滿解決セリ

一、爭議發生ノ場所

東京市麹町区飯田町二丁目二十二番地